

## 年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認関東地方第三者委員会東京地方事務室分

### 1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	39 件
国民年金関係	3 件
厚生年金関係	36 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	16 件
国民年金関係	4 件
厚生年金関係	12 件

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和45年7月から46年6月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和9年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年7月から46年6月まで  
私は、国民年金保険料を全て納付してきたはずである。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間を除き、厚生年金保険の被保険者資格を喪失した昭和39年4月から60歳に到達する前月の平成6年\*月までの国民年金加入期間の国民年金保険料を全て納付している。

また、国民年金被保険者台帳によれば、申立期間の直前及び直後の保険料は現年度保険料として納付されており、申立期間は12か月と短期間であることを踏まえれば、申立人は、申立期間の保険料についても納付したとみるのが自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和 59 年 4 月から同年 6 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 28 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 59 年 4 月から同年 6 月まで

私は、区役所から発行された納付書で申立期間の 3 か月分の国民年金保険料を納付し、その領収証書を所持しているが、年金事務所は、当該領収証書に記載されている金額は申立期間の 3 か月分の保険料に不足していることから、申立期間のうち 2 か月分のみの保険料を納付済みとし、残りの金額は還付すると回答している。この回答には納得できないので、申立期間の保険料を納付していたものと認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の国民年金保険料の領収証書を所持しており、納付金額の欄には「¥17490 円」と記載され、領収日付印の欄には郵便局の昭和 59 年 5 月 1 日付けの領収印が押されている。

また、上記領収証書に記載されている納付金額は、申立期間の保険料額 1 万 8,660 円に 1,170 円不足しているものの、収納金額が申立期間の保険料額に不足している場合には、通常、行政機関は、不足額分の納付書を発行し、不足額を追加徴収すると考えられ、申立人は、申立期間の当該不足額を除き、20 歳に到達した昭和 48 年\*月から第 3 号被保険者資格を取得する前月の 61 年 3 月までの保険料を全て納付しており、納付意識の高さが認められることから、当該不足額についても納付したとみるのが自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和53年1月から同年3月までの期間及び同年10月から同年12月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和25年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和53年1月から同年3月まで  
② 昭和53年10月から同年12月まで  
③ 昭和56年1月から61年3月まで

私は、将来のことを考え、結婚を契機に昭和51年6月に国民年金の任意加入手続を行い、国民年金保険料は多少遅れることがあっても金融機関及び区役所窓口で必ず納付したはずである。私が保険料を納付できないときは元夫が納付してくれていたと思う。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間①及び②については、申立人は、昭和51年6月10日に国民年金の任意加入被保険者資格を取得しており、当該期間はいずれも3か月と短期間で、前後の期間の国民年金保険料は納付済みであるなど、申立内容に不自然さは見られない。

しかしながら、申立期間③については、申立人は、当該期間当時に居住していた区の窓口及び金融機関で当該期間の保険料を納付していたと述べているが、行政機関及び金融機関が63か月分の保険料の収納事務処理を誤ったとは考え難いほか、申立人が当該期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、当該期間の保険料の納付額に関する記憶は明確でないなど、申立人が当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和53年1月から同年3月までの期間及び同年10月から同年12月までの期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①のうち、昭和38年3月23日から同年7月31日までの期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を同年3月23日、資格喪失日に係る記録を同年7月31日とし、当該期間の標準報酬月額を1万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和17年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和38年3月から同年8月1日まで  
② 昭和38年12月1日から39年3月9日まで  
③ 昭和39年9月28日から同年12月まで

A社に勤務した申立期間①、B社に勤務した期間のうち、申立期間②及び③の厚生年金保険の加入記録が無い。それぞれの申立期間に勤務していたことは事実なので、申立期間①、②及び③を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、A社における複数の元従業員は、申立人が納品担当の運転手や工場のプレス作業員として勤務していたことを記憶しているほか、申立人は、昭和38年3月25日に厚生年金保険の被保険者資格を喪失した同僚と共に勤務した記憶がある旨供述している。なお、当該元従業員のうちの一人及び申立人は、同社では、日曜日は休業日であったとしている。

また、上記複数の元従業員のうちの一人が、申立人は、A社の倒産後、昭和38年8月1日からC社に引き取られる形で他の従業員と同様に同社へ移った旨供述しているところ、A社に係る商業・法人登記簿謄本によると、同社は同年7月\*日に解散していることが確認できる。

以上のことから判断すると、申立人は、少なくとも昭和38年3月23日（同年3月24日は日曜日）から同年7月30日までの期間において、A社に運転手及びプレス作

業員として勤務していたことは推認できる。

また、上記複数の元従業員は、申立期間①当時、A社ではパート従業員などはおらず、試用期間は無く、申立人を含む全員が正社員であり、正社員であれば社会保険に加入していたはずである旨供述している。

さらに、上記複数の元従業員のうち、申立期間①当時、A社において工場長であった元従業員は、昭和 38 年 3 月に申立人を含む 5 人が入社したことを記憶しているところ、同社に係る事業所別被保険者名簿によると、申立人を除く 4 人について厚生年金保険の被保険者記録が確認できるほか、申立人が記憶する 4 人の同僚についても被保険者記録を確認することができる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間①のうち、昭和 38 年 3 月 23 日から同年 7 月 31 日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、A社における申立人と同職種の元従業員の社会保険事務所（当時）の記録から、1 万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、A社は既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、事業主は死亡しているため当時の状況について照会することはできないが、上記被保険者名簿の健康保険被保険者証の番号に欠番は見当たらないことから、申立人に係る社会保険事務所の記録が失われたとは考えられない上、仮に、事業主から申立人に係る被保険者資格の取得届が提出された場合には、その後、被保険者資格の喪失届を提出する機会があったこととなるが、いずれの機会においても社会保険事務所が当該届出を記録していないとは通常の事務処理では考え難いことから、事業主から当該社会保険事務所へ資格の得喪に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和 38 年 3 月から同年 6 月までの保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間①のうち、昭和 38 年 7 月 31 日から同年 8 月 1 日までの期間について、上述のとおり、A社は同年 7 月 \* 日に解散しており、上記被保険者名簿によると、同社は同年 7 月 31 日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっていることが確認できる。

また、A社の事業主は死亡しており、当該期間に係る申立人の勤務実態及び厚生年金保険の取扱いについて確認することができないことに加え、当該期間に係る保険料控除を確認できる資料を所持している者は確認できない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

2 申立期間②について、B社の元従業員の供述から判断すると、申立人が、少なくとも昭和 39 年 1 月頃には同社で運転手として勤務していたことは推認できる。

しかしながら、B社は既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、同社の

事業主は死亡しているため、申立人の同社における勤務実態及び厚生年金保険の取扱いについて確認することができない上、同社において、申立人と同様に運転手として勤務していた元従業員は、入社に際して試用期間があった旨供述している。

申立期間③について、B社の複数の元従業員は、申立人が運転手として勤務していた記憶はあるが、同社における勤務期間については不明である旨供述している。

また、上述のとおり、B社は既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、同社の事業主は死亡しているため、申立人の同社における勤務実態及び厚生年金保険の取扱いについて確認することができない。

このほか、申立人の申立期間②及び③における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間②及び③に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準報酬月額については、事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額であったと認められることから、申立人の申立期間の標準報酬月額に係る記録を30万円に訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和24年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成11年3月1日から12年12月19日まで

A社に代表取締役として勤務した期間のうち、申立期間に係る標準報酬月額の記録が自分の知らないうちに変更されている。申立期間当時、厚生年金保険料の滞納はあったが、会社が破産後は破産管財人に整理を依頼しており、自分は何も関与していないので、標準報酬月額の記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

オンライン記録において、申立人の申立期間に係るA社における厚生年金保険の標準報酬月額は、当初30万円と記録されていたところ、同社が厚生年金保険の適用事業所ではなくなった平成12年12月19日より後の13年4月9日付けで、11年3月から12年9月までは9万2,000円に、同年10月及び同年11月は9万8,000円に遡及して減額訂正されていることが確認できる。

また、A社に係る閉鎖事項全部証明書によれば、同社は平成12年12月\*日付けでB地方裁判所において破産宣告を受けていることが確認できることから、当該破産宣告を受けた同日以降の同社における社会保険の事務手続を含む一切の権限は破産管財人に属すると考えられ、申立人が代表取締役として、上記減額訂正処理に関与していたと推認するまでに至らない。

これらの事情を総合的に判断すると、当該訂正処理を遡及して行う合理的な理由は無く、標準報酬月額に係る有効な記録訂正があったとは認められないことから、申立人の申立期間に係る標準報酬月額については、事業主が社会保険事務所に当初届け出た30万円に訂正することが必要であると認められる。



## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められることから、平成17年12月2日の標準賞与額に係る記録を125万3,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和14年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成17年12月

A社における厚生年金保険被保険者期間のうち、申立期間の標準賞与額の記録が無い。申立期間の賞与から厚生年金保険料が控除されていたと思うので、標準賞与額を認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人名義の「普通預金元帳」、「平成17年分の所得税の確定申告書」、当該申告書に添付された「平成17年分給与所得の源泉徴収票」及び「平成17年分配当、剰余金の分配及び基金利息の支払調書」並びに同僚の「平成17年分貸金台帳」並びにA社の担当者及び同社の社会保険事務を受託していた社会保険労務士の供述から判断すると、申立人は、同年12月2日に同社から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められる。

一方、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）第1条第1項ただし書では、特例対象者（申立人）が、当該事業主が厚生年金保険の保険料納付義務を履行していないことを知り、又は知り得る状態であったと認められる場合については、記録訂正の対象とすることはできない旨規定されているところ、A社の閉鎖事項全部証明書によると、申立人は、申立期間において、同社の代表取締役であったことが確認できる。

しかしながら、申立人は、A社における実質的な権限は有しておらず、社会保険や給与計算等の事務には関わっていなかったため、社会保険事務所（当時）への届出及び納付について分からない旨供述しているところ、同社では、社会保険関係事務は担当者と

社会保険労務士に全て任せており、申立人が当該届出等に関与することはなかったと思う旨回答している上、当該社会保険労務士も、同趣旨の供述をしている。

これらの事情を総合的に判断すると、申立人は、特例法第1条第1項ただし書に規定される「当該事業主が厚生年金保険の保険料納付義務を履行していないことを知り、又は知り得る状態であったと認められる場合」に該当しないものと認められる。

したがって、申立期間の標準賞与額については、上記源泉徴収票から確認できる社会保険料額並びに同僚の上記賃金台帳で確認できる健康保険及び厚生年金保険料率を基に試算される厚生年金保険料控除額から、125万3,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、A社は、申立期間当時の資料が保管されていないため不明としているが、「保険料納入の告知額・領収済額通知書」に記載された平成17年12月厚生年金保険料の領収済額はオンライン記録から算出される同社の厚生年金保険料額と一致しており、申立人に係る当該保険料が納付されていないことが確認できることから、事業主は、申立人に係る賞与支払届を社会保険事務所に提出しておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間②及び③に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められることから、当該期間の標準賞与額に係る記録を、平成16年12月17日は9万8,000円、17年7月15日は29万3,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏名 : 男  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和30年生  
住所 :

### 2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 平成16年7月  
② 平成16年12月  
③ 平成17年7月

A社に勤務した期間のうち、申立期間①、②及び③の標準賞与額の記録が無い。各申立期間に賞与の支給及び保険料控除があったと思うので、標準賞与額を認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間②及び③について、A社から提出された申立人に係る平成16年分及び17年分の給与所得に対する所得税源泉徴収簿並びに事業主の供述から判断すると、申立人は、16年12月17日及び17年7月15日に同社から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められる。

一方、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間②及び③の標準賞与額については、上記所得税源泉徴収簿において確認できる社会保険料等の保険料控除額から、平成16年12月17日は9万8,000円、17年7月15日は29万3,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業

主は、保険料を納付したか否かについて不明としており、このほか確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでない判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てに係る賞与額の届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

申立期間①について、上記平成 16 年分給与所得に対する所得税源泉徴収簿から、当該期間に係る賞与の支給は確認できず、A社の事業主は、他の従業員も含めて同年夏の賞与は支給していない旨供述している。

また、同社が申立期間①において給与計算を委託していた会計事務所は、当時の職員は既に退職しており、当時の資料も保管されていないため当該期間については不明である旨供述している。

このほか、申立人の主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間①について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、申立人のA社（現在は、B社）における資格喪失日に係る記録を昭和50年3月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を12万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和22年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和50年2月28日から同年3月1日まで

A社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間当時、同社から子会社のC社に移籍したが、継続して勤務していたのは確かなので、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人の雇用保険の加入記録及び申立人と同様に、A社からC社に異動したとする元従業員から提出された給与明細表から、申立人がA社及びグループ会社であるC社に継続して勤務し（昭和50年3月1日にA社からC社に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和50年1月の社会保険事務所（当時）の記録から、12万6,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、保険料の納付に関する資料は保管しておらず、厚生年金保険料を納付していたか不明としているが、事業主が保管する申立人の申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書における資格喪失日が昭和50年2月28日となっていることから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年2月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立期間の標準報酬月額を、平成3年7月から4年9月までは38万円、同年10月から6年9月までは41万円、同年10月から12年11月までは44万円に訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和33年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成3年7月1日から12年12月31日まで

ねんきん定期便によると、A社に勤務していた期間のうち、申立期間の標準報酬月額が、自身が受けていた報酬月額に見合う標準報酬月額より低く記録されている。同社に在籍していた期間において、給料の減額は無かったはずなので、調査の上、申立期間の標準報酬月額を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、申立人の標準報酬月額は、当初、平成3年7月から4年9月までは38万円、同年10月から6年9月までは41万円、同年10月から12年11月までは44万円と記録されていたところ、A社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった13年1月31日より後の同年3月7日付けで、3年7月から6年10月までは8万円、同年11月から12年9月までは9万2,000円、同年10月及び同年11月は9万8,000円に遡及して減額訂正されていることが確認できる上、元事業主についても、当初、7年10月から12年11月まで20万円と記録されていた健康保険標準報酬月額が、上記処理日において、遡及して減額訂正されていることが確認できる。

また、A社に係る商業・法人登記簿謄本によると、申立人は、申立期間及び上記減額訂正処理日において、同社の役員になっていることが確認できるが、上記元事業主は、申立人は店長として勤務しており、社会保険業務には従事していなかった旨回答している。

さらに、上記元事業主は、A社では、平成10年頃から社会保険料の滞納があり、自らが同社において社会保険業務に係る最終決裁権を有していたことから、その滞納保険料の解消について社会保険事務所との対応に当たっていたが、同所職員から自身と役員

であった申立人の将来の年金額をカットすると言われ書類に押印させられた旨供述している。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所において、A社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった後に、上記遡及訂正処理を行う合理的な理由は無く、有効な記録訂正があったとは認められないことから、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た、平成3年7月から4年9月までは38万円、同年10月から6年9月までは41万円、同年10月から12年11月までは44万円に訂正することが必要である。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とされない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、申立人の申立期間における標準賞与額に係る記録を、平成 16 年 7 月 20 日は 22 万 7,000 円、17 年 7 月 20 日は 23 万 4,000 円、19 年 7 月 20 日は 25 万 6,000 円、同年 12 月 12 日は 26 万 1,000 円、21 年 7 月 13 日は 26 万 9,000 円、同年 12 月 14 日は 25 万 5,000 円、22 年 7 月 14 日は 27 万 7,000 円、同年 12 月 13 日は 26 万 7,000 円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 31 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 16 年 7 月 20 日  
② 平成 17 年 7 月 20 日  
③ 平成 19 年 7 月 20 日  
④ 平成 19 年 12 月 12 日  
⑤ 平成 21 年 7 月 13 日  
⑥ 平成 21 年 12 月 14 日  
⑦ 平成 22 年 7 月 14 日  
⑧ 平成 22 年 12 月 13 日

A 事業所における厚生年金保険の被保険者期間のうち、各申立期間の標準賞与額の記録が無い。同事業所は年金事務所に事後訂正の届出を行ったが、厚生年金保険料は時効により納付できず、各申立期間の記録は給付に反映されないため、調査して、給付されるよう記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された賞与明細書及び A 事業所から提出された賃金台帳により、申立



人は、申立期間①から⑧までにおいて、賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められる。

一方、特例法に基づき標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、当該期間の標準賞与額については、上記賞与明細書及び賃金台帳において確認できる保険料控除額又は賞与額から、平成16年7月20日は22万7,000円、17年7月20日は23万4,000円、19年7月20日は25万6,000円、同年12月12日は26万1,000円、21年7月13日は26万9,000円、同年12月14日は25万5,000円、22年7月14日は27万7,000円、同年12月13日は26万7,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人の申立期間に係る賞与の届出を社会保険事務所（当時）及び年金事務所に提出しておらず、また、当該賞与に係る厚生年金保険料を納付していないことを認めていることから、社会保険事務所及び年金事務所は、当該標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とされない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、申立人の申立期間における標準賞与額に係る記録を、平成 19 年 7 月 20 日は 24 万 9,000 円、同年 12 月 12 日は 25 万 6,000 円、21 年 7 月 13 日は 26 万 9,000 円、同年 12 月 14 日は 25 万 5,000 円、22 年 7 月 14 日は 26 万 5,000 円、同年 12 月 13 日は 25 万 5,000 円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 55 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 19 年 7 月 20 日  
② 平成 19 年 12 月 12 日  
③ 平成 21 年 7 月 13 日  
④ 平成 21 年 12 月 14 日  
⑤ 平成 22 年 7 月 14 日  
⑥ 平成 22 年 12 月 13 日

A事業所における厚生年金保険の被保険者期間のうち、各申立期間の標準賞与額の記録が無い。同事業所は年金事務所に事後訂正の届出を行ったが、厚生年金保険料は時効により納付できず、各申立期間の記録は給付に反映されないため、調査して、給付されるよう記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された賞与明細書等により、申立人は、申立期間①から⑥までにおいて、賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められる。

一方、特例法に基づき標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保

険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、当該期間の標準賞与額については、上記賞与明細書において確認できる保険料控除額又は賞与額から、平成19年7月20日は24万9,000円、同年12月12日は25万6,000円、21年7月13日は26万9,000円、同年12月14日は25万5,000円、22年7月14日は26万5,000円、同年12月13日は25万5,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人の申立期間に係る賞与の届出を社会保険事務所（当時）及び年金事務所に提出しておらず、また、当該賞与に係る厚生年金保険料を納付していないことを認めていることから、社会保険事務所及び年金事務所は、当該標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、申立人の申立期間における標準賞与額に係る記録を、平成 21 年 12 月 14 日は 20 万円、22 年 7 月 14 日は 22 万円、同年 12 月 13 日は 23 万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 61 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 21 年 12 月 14 日  
② 平成 22 年 7 月 14 日  
③ 平成 22 年 12 月 13 日

A 事業所における厚生年金保険の被保険者期間のうち、各申立期間の標準賞与額の記録が無い。同事業所は年金事務所に事後訂正の届出を行ったが、厚生年金保険料は時効により納付できず、各申立期間の記録は給付に反映されないため、調査して、給付されるよう記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された賞与明細書等により、申立人は、申立期間①から③までにおいて、賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められる。

一方、特例法に基づき標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、当該期間の標準賞与額については、上記賞与明細書において確認できる

賞与額から、平成21年12月14日は20万円、22年7月14日は22万円、同年12月13日は23万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人の申立期間に係る賞与の届出を社会保険事務所（当時）及び年金事務所に提出しておらず、また、当該賞与に係る厚生年金保険料を納付していないことを認めていることから、社会保険事務所及び年金事務所は、当該標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を昭和46年3月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を3万3,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏名 : 男  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和24年生  
住所 :

### 2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和46年2月28日から同年3月1日まで  
A社で勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間に同社から関連会社であるB社への異動はあったが、申立期間もA社に継続して勤務していたので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

B社から提出された人事記録書及びC企業年金基金から提出された申立人に係る厚生年金基金加入員台帳から判断すると、申立人は、A社に継続して勤務し（昭和46年3月1日に同社から関連会社であるB社に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、厚生年金基金加入員台帳の記録及び申立人のA社における昭和46年1月の社会保険事務所（当時）の記録から、3万3,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としているが、事業主が資格喪失日を昭和46年3月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所がこれを同年2月28日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が同日を厚生年金保険の資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年2月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人のA社における厚生年金保険被保険者記録は、資格取得日が平成 22 年 4 月 1 日とされ、同日から 23 年 8 月 1 日までの期間は厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる被保険者期間とならない期間と記録されているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の同社における資格取得日を 22 年 4 月 1 日とし、申立期間の標準報酬月額を 15 万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 54 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 22 年 4 月 1 日から 23 年 8 月 1 日まで

A社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。同社には平成 22 年 4 月 1 日から勤務していたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人のA社に係る厚生年金保険被保険者記録は、資格取得日が平成 22 年 4 月 1 日とされ、同日から 23 年 8 月 1 日までの期間は厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる被保険者期間とならない期間とされている。

しかしながら、A社から提出された申立期間に係る「社員別給与・賞与支給実績一覧表」及び同社の回答並びにB厚生年金基金から提出された「加入員適用記録照会」から、申立人は、平成 22 年 4 月 1 日から同社に継続して勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、上記社員別給与・賞与支給実績一覧表で確認できる厚生年金保険料控除額から、15 万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、納付したとしているが、これを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない

ことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を年金事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。



## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、申立人のA社（現在は、B社）C支店における資格喪失日に係る記録を昭和54年7月25日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を20万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和28年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和54年6月20日から同年7月25日まで

A社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間に異動はあったが継続して勤務していたので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録、D社（B社の人事業務を代行）から提出された申立人の異動記録及びE企業年金基金から提出された申立人に係る「被保険者（社保）記録／厚生年金基金記録 異動記録突合結果リスト」から判断すると、申立人は、A社に継続して勤務し（昭和54年7月25日に同社C支店から同社本店に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社C支店における昭和54年5月の社会保険事務所（当時）の記録から、20万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としており、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第 75 条本文の規定に該当することから、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、申立人の申立期間における標準賞与額に係る記録を、平成 21 年 7 月 7 日は 83 万 1,000 円、同年 12 月 7 日は 10 万円、22 年 7 月 7 日は 53 万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 25 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 21 年 7 月 7 日  
② 平成 21 年 12 月 7 日  
③ 平成 22 年 7 月 7 日

A社における厚生年金保険の被保険者期間のうち、申立期間の標準賞与額の記録が無い。同社は事後訂正の届出を行ったが、厚生年金保険料は時効により納付できず、申立期間の記録は給付に反映されないため、給付されるよう記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社から提出された賞与支払明細により、申立人は、申立期間において、賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

一方、特例法に基づき標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間に係る標準賞与額については、賞与支払明細において確認できる保険料控除額から、平成 21 年 7 月 7 日は 83 万 1,000 円、同年 12 月 7 日は 10 万円、

22年7月7日は53万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人の申立期間に係る賞与の届出を社会保険事務所（当時）及び年金事務所に提出しておらず、また、当該賞与に係る厚生年金保険料を納付していないことを認めていることから、社会保険事務所及び年金事務所は、当該標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人のA社における厚生年金保険被保険者の資格喪失日は、平成7年12月2日であると認められることから、申立期間②の資格喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間②の標準報酬月額については、38万円とすることが妥当である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和25年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成6年4月25日から同年5月1日まで  
② 平成7年3月31日から同年12月2日まで

A社に勤務した期間のうち、申立期間①及び②の厚生年金保険の加入記録が無い。当該期間も同社に勤務していたことは間違いないので、調査の上、当該期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

1 申立期間②について、雇用保険の加入記録により、申立人は、平成7年12月1日までA社に勤務していたことが確認できる。

一方、オンライン記録によると、申立人のA社における資格喪失日は、同社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった平成7年3月31日の後の8年1月5日付けで、7年10月の定時決定の記録が取り消され、遡って同年3月31日と記録されたことが確認できる。

また、オンライン記録により、平成7年3月31日に資格喪失している者が申立人を除き5人確認できるところ、そのうち3人については申立人同様、同年10月の定時決定の記録が取り消され、他の一人については同年7月25日の資格喪失の記録が取り消され、遡って喪失処理が行われていることが確認できる。

さらに、A社は、申立期間②において、厚生年金保険の適用事業所でないが、同社に係る商業・法人登記簿謄本によると、同社は当該期間においても法人事業所であることから、当時の厚生年金保険法に定める適用事業所の要件を満たしていたものと判断される。

これらを総合的に判断すると、申立人について、平成7年3月31日に厚生年金保

険の資格を喪失した旨の処理を行う合理的な理由は無く、当該喪失処理に係る記録は有効なものとは認められないことから、申立人の資格喪失日は、雇用保険の加入記録から同年12月2日であると認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、平成7年2月の社会保険事務所（当時）の記録及び取消し前の同年10月の定時決定の記録から、38万円とすることが妥当である。

2 申立期間①について、雇用保険の加入記録によると、申立人は、平成6年4月25日からA社に勤務していたことが確認できる。

しかし、A社に係る商業・法人登記簿謄本によると、同社は平成14年12月\*日付けで解散している上、申立期間①当時の事業主からは回答を得られず、申立人の申立期間①に係る厚生年金保険の取扱い及び保険料控除について、確認することができない。

また、申立人が、A社で社会保険事務を担当していたと記憶している者は、オンライン記録によると、同社において厚生年金保険の被保険者となっておらず連絡先が不明のため、申立人の申立期間①に係る厚生年金保険の取扱い及び保険料控除について、確認することができない。

さらに、A社の被保険者のうち、同社が厚生年金保険の適用事業所となった日の後に資格取得した4人について、雇用保険の加入記録を確認したところ、そのうち一人は加入記録が確認できないものの、3人は、厚生年金保険の資格取得日の半月から1か月半程度前に雇用保険に加入していることが確認できることから、同社は入社と同時に厚生年金保険に加入させていなかったことがうかがえる。

加えて、オンライン記録によると、申立人の、A社における平成6年5月1日付けの資格取得手続は、同年5月17日に処理されており、訂正、取消し等の不自然な点は見当たらない。

このほか、申立人の申立期間①における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間の標準報酬月額に係る記録については、平成21年4月から同年8月までは34万円、同年9月から22年8月までは36万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏名 : 男  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和22年生  
住所 :

### 2 申立内容の要旨

申立期間 : 平成21年4月1日から22年9月1日まで  
A事業所（現在は、B事業所）に勤務した期間のうち申立期間の標準報酬月額が給与額に比べ低額で記録されている。申立期間の標準報酬月額の記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

B事業所から提出された、申立人の申立期間に係る賃金台帳により確認できる保険料控除額及び報酬月額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録の標準報酬月額より高額であることが確認できる。

一方、申立人はA事業所において事務局長の職にあったと供述しているものの、同事業所に係る履歴事項全部証明書の役員欄に、申立人の氏名は見当たらない上、B事業所及び複数の従業員の回答から、申立人は社会保険事務には関与していないと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、上記賃金台帳の保険料控除額から、平成21年4月から同年8月までは34万円、同年9月から22年8月までは36万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人の申立期間に係る保険料について、オンライン記録に基づく保険料のみを納付した旨供述していることから、社会保険事務所（当時）及び年金事務所は、当該標準報酬月額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められることから、平成15年7月29日の標準賞与額に係る記録を20万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和53年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成15年7月

A社に勤務した期間のうち、申立期間の標準賞与額の記録が無い。当該期間に賞与が支給され保険料も控除されていたと思うので、標準賞与額を認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社から提出された「平成15年分給与所得退職所得に対する所得税源泉徴収簿」から、申立人は同年7月29日に同社から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められる。

また、申立期間の標準賞与額については、上記源泉徴収簿において確認できる賞与額及び保険料控除額から、20万4,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人の申立期間に係る賞与の届出を行っておらず、当該賞与に係る保険料について納付していないことを認めていることから、社会保険事務所（当時）は、当該標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められることから、申立期間の標準賞与額に係る記録を5万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和57年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成20年7月10日

A社に勤務した期間のうち、申立期間の標準賞与額の記録が無い。当該期間の賞与の振込みが確認できる預金通帳を提出するので、調査の上、標準賞与額を認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された預金通帳、健康保険組合から提出された申立人に係る「適用一賞与支払届（被保険者・個人分）」及びA社の従業員が保有する申立期間の給与支給明細書から判断すると、申立人は、申立期間に同社から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められる。

また、申立期間の標準賞与額については、上記給与支給明細書において確認できる保険料率と上記預金通帳において確認できる賞与振込額を基に算出した厚生年金保険料控除額及び賞与額から、5万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、当該賞与に係る厚生年金保険料を納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。



## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間の標準報酬月額に係る記録については、申立期間のうち、平成16年2月から17年5月までを22万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和21年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成16年2月18日から18年5月26日まで  
A社に勤務した期間のうち、一部の期間については厚生年金保険被保険者記録が無く、記録がある期間については標準報酬月額が給与額に比べ低額で記録されている。申立期間の被保険者記録及び標準報酬月額の記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

1 申立人は、申立期間のうち、平成16年2月18日から17年6月20日までの期間及び同年8月22日から18年5月26日までの期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

一方、A社は、年金事務所の照会に対して、給与の締め日は末日、支払日は翌月25日と回答し、保険料控除方法については未回答であるが、同社は他の年金記録に係る確認申立てにおいて保険料の控除方法は翌月控除である旨回答しているところ、申立期間のうち平成16年2月18日から同年12月1日までの期間について、申立人から提出された平成16年分給与所得の源泉徴収票により確認できる社会保険料等の金額は、オンライン記録の同年の標準報酬月額（20万円）に基づく保険料控除額を上回っていることが確認できる。

また、複数の従業員が保有する給与明細票により、申立期間のうち平成16年2月18

日から17年6月20日までの期間の全部又は一部の期間において、オンライン記録の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料より高額な保険料が控除されていることが確認できる。

これらのことから、申立期間のうち平成16年2月から17年5月までの標準報酬月額については、上記源泉徴収票等の保険料控除額から、22万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、上記源泉徴収票において確認できる保険料控除額に見合う標準報酬月額とオンライン記録の標準報酬月額が一致しておらず、また、複数の従業員から提出された給与明細票において確認できる報酬月額又は保険料控除額に見合う標準報酬月額とオンライン記録の標準報酬月額も長期間にわたり一致していないことから、事業主は、上記源泉徴収票において確認できる報酬月額又は保険料控除額に見合う報酬月額を届け出ておらず、その結果、社会保険事務所（当時）は、当該標準報酬月額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

他方、申立期間のうち、平成17年8月22日から18年5月26日までの期間については、A社から提出された当該期間に係る申立人の給与明細票により確認できる保険料控除額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録の標準報酬月額と一致していることから、特例法に基づく記録訂正の対象に当たらないため、あつせんは行わない。

- 2 申立期間のうち、平成17年6月20日から同年8月22日までの期間について、申立人は、派遣先が変わったときの待機期間だったと思う旨、また、待機期間は給与無しの契約だった旨供述しているところ、A社は当該期間について、待機期間に関する資料が無いこと不明である旨回答しているものの、同社から提出された申立人に係る同年6月分給与明細票備考欄に「6/20付で離脱処理」との記述が確認できる上、保険料が控除されていないことが確認できるとともに、同年7月分給与明細票において実働時間及び給与支給額が無いことが確認できる。

さらに、オンライン記録により、申立人の平成17年6月20日付け資格喪失処理が同年8月1日に行われ、保険証が同日に回収されていることが確認できる上、申立人に係る健康保険厚生年金保険被保険者資格取得届により、同年8月22日付け資格取得の届出が同年9月8日付けで行われていることが確認できる。

このほか、申立人の当該期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められることから、申立期間の標準賞与額に係る記録を、平成15年7月10日は2万4,000円、同年12月10日は32万円、16年7月10日は57万円、同年12月10日は60万5,000円、17年12月10日は74万2,000円、18年12月10日は30万7,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和28年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成15年7月  
② 平成15年12月  
③ 平成16年7月  
④ 平成16年12月  
⑤ 平成17年12月  
⑥ 平成18年12月

A社に勤務した期間のうち、申立期間の標準賞与額の記録が無い。申立期間に賞与の支払を受けているので、調査して標準賞与額を認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社から提出された給料台帳により、申立人は、申立期間に同社から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められる。

なお、申立期間に係る賞与支給日については、A社の回答及び同社経理・社会保険事務担当者の供述から、申立期間①は平成15年7月10日、申立期間②は同年12月10日、申立期間③は16年7月10日、申立期間④は同年12月10日、申立期間⑤は17年12月10日、申立期間⑥は18年12月10日とすることが相当である。

一方、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業

主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間の標準賞与額については、上記給料台帳において確認できる厚生年金保険料控除額から、平成15年7月10日は2万4,000円、同年12月10日は32万円、16年7月10日は57万円、同年12月10日は60万5,000円、17年12月10日は74万2,000円、18年12月10日は30万7,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立てに係る賞与額の届出を行っておらず、当該賞与に係る保険料について納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立期間の標準賞与額に係る記録を 29 万 2,000 円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 41 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 21 年 6 月 30 日

申立期間における賞与から厚生年金保険料を控除されていたが、A社は、当該賞与について2年以内に届出を行っておらず、その後、年金事務所に賞与支払届が提出されたものの、時効により厚生年金保険料を納付することができず、申立期間の記録は年金の給付に反映されないため、給付されるよう記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社から提出された第 11 期給与台帳により、申立人は、申立期間に同社から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められる。

また、申立期間の標準賞与額については、上記給与台帳において確認できる保険料控除額から、29 万 2,000 円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立てに係る賞与の届出を社会保険事務所（当時）に行っていないこと、また、当該賞与に係る厚生年金保険料を納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、申立人のA社（現在は、B社）C事業所における資格喪失日に係る記録を平成9年4月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を、8年10月から9年2月までは50万円、同年3月は53万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和30年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成8年10月1日から9年4月1日まで

A社に勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無い。申立期間は在籍出向中であつたが、同社が誤って資格喪失に係る届出を行っていたため、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

健康保険組合及び雇用保険の加入記録並びにB社から提出された96年度及び97年度個人別賃金台帳により、申立人がA社に継続して勤務し（A社C事業所から同社本社に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められる。

なお、異動日について、B社の人事担当者は、申立人は、A社C事業所に在籍中の出向であつたにもかかわらず、同事業所が申立人の資格喪失日を誤って届け出たものである旨供述しており、申立人に係る従業員台帳により、申立人は平成9年4月1日付けで同社本社に異動していることが確認できることから判断すると、同日とすることが相当である。

一方、申立期間の標準報酬月額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を決定又は改定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であり、これらの標準報酬月額のうちいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の申立期間に係る標準報酬月額については、上記個人別賃金台帳において確認できる保険料控除額及び報酬月額から、平成8年10月から9年2月までは50万円、同年3月は53万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人の資格喪失日に係る届出を社会保険事務所（当時）に誤って提出し、申立期間に係る厚生年金保険料を納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間①に係る標準報酬月額記録については、当該期間のうち、平成13年10月は22万円、同年11月から14年1月までは24万円、同年2月及び同年3月は26万円、同年4月は24万円、同年5月から同年10月までは22万円、同年11月は26万円、同年12月は24万円、15年1月は26万円、同年2月は28万円、同年3月から同年7月までは24万円、同年8月は22万円、同年9月は24万円、同年10月から16年1月までは26万円、同年2月は28万円、同年3月から同年9月までは24万円、同年10月から17年1月までは26万円、同年2月及び同年3月は28万円、同年4月から同年8月までは26万円、同年9月から18年1月までは24万円、同年2月は28万円、同年3月及び同年4月は26万円、同年5月は24万円、同年6月は26万円、同年7月から同年9月までは24万円、同年10月及び同年11月は26万円、同年12月は28万円、19年1月は26万円、同年2月から同年4月までは28万円、同年5月から同年10月までは26万円、同年11月及び同年12月は28万円、20年1月は26万円、同年2月は28万円、同年3月は26万円、同年4月は28万円、同年5月は26万円、同年6月は28万円、同年7月及び同年8月は26万円、同年9月は24万円、同年10月は26万円、同年11月は28万円、同年12月から21年9月までは26万円、同年10月は28万円、同年11月は30万円、同年12月から22年4月までは28万円、同年5月は26万円、同年6月及び同年7月は28万円、同年8月は26万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

また、申立人は、申立期間②から⑱までの厚生年金保険料を、事業主により賞与から控除されていたと認められることから、当該期間の標準賞与額に係る記録を、申立期間②は23万円、申立期間③は37万6,000円、申立期間④は23万2,000円、申立期間⑤は35万1,000円、申立期間⑥は23万4,000円、申立期間⑦は39万円、申立期間⑧は24万8,000円、申立期間⑨は38万1,000円、申立期間⑩は24万2,000円、申立期間⑪は37万2,000円、申立期間⑫は23万6,000円、申立期間⑬は39万円、申立期間⑭は23万1,000円、申立期間⑮は38万1,000円、申立期間⑯は24万3,000円、申立期間⑰は44万円、申立期間⑱は28万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :



生年月日：昭和55年生  
住所：

## 2 申立内容の要旨

申立期間：① 平成13年9月1日から22年9月1日まで  
② 平成15年6月25日  
③ 平成15年12月24日  
④ 平成16年6月25日  
⑤ 平成16年12月25日  
⑥ 平成17年6月25日  
⑦ 平成17年12月24日  
⑧ 平成18年6月24日  
⑨ 平成18年12月25日  
⑩ 平成19年6月25日  
⑪ 平成19年12月25日  
⑫ 平成20年6月25日  
⑬ 平成20年12月24日  
⑭ 平成21年6月24日  
⑮ 平成21年12月25日  
⑯ 平成22年6月25日  
⑰ 平成22年12月25日  
⑱ 平成23年6月25日

A社に勤務した期間のうち、申立期間①の標準報酬月額が、厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額と相違している。給料支払明細書を提出するので、記録を訂正してほしい。

また、申立期間②から⑱までの標準賞与額の記録が無い。当該賞与に係る給料支払明細書を提出するので、標準賞与額を認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

1 申立人は、申立期間①の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間①のうち、平成13年10月から22年8月までの標準報酬月額については、申立人から提出された給料支払明細書において確認できる保険料控除額又は報酬月額から、13年10月は22万円、同年11月から14年1月までは24万円、

同年2月及び同年3月は26万円、同年4月は24万円、同年5月から同年10月までは22万円、同年11月は26万円、同年12月は24万円、15年1月は26万円、同年2月は28万円、同年3月から同年7月までは24万円、同年8月は22万円、同年9月は24万円、同年10月から16年1月までは26万円、同年2月は28万円、同年3月から同年9月までは24万円、同年10月から17年1月までは26万円、同年2月及び同年3月は28万円、同年4月から同年8月までは26万円、同年9月から18年1月までは24万円、同年2月は28万円、同年3月及び同年4月は26万円、同年5月は24万円、同年6月は26万円、同年7月から同年9月までは24万円、同年10月及び同年11月は26万円、同年12月は28万円、19年1月は26万円、同年2月から同年4月までは28万円、同年5月から同年10月までは26万円、同年11月及び同年12月は28万円、20年1月は26万円、同年2月は28万円、同年3月は26万円、同年4月は28万円、同年5月は26万円、同年6月は28万円、同年7月及び同年8月は26万円、同年9月は24万円、同年10月は26万円、同年11月は28万円、同年12月から21年9月までは26万円、同年10月は28万円、同年11月は30万円、同年12月から22年4月までは28万円、同年5月は26万円、同年6月及び同年7月は28万円、同年8月は26万円とすることが妥当である。

一方、申立期間①のうち、平成13年9月について、上記明細書において確認できる保険料控除額に見合う標準報酬月額、オンライン記録の標準報酬月額を下回っていることが確認できることから、特例法に基づく記録訂正の対象に当たらないため、あつせんは行わない。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主が実際の給料より低い報酬月額を届け出たとしていることから、社会保険事務所（当時）及び年金事務所は、上記明細書において確認できる報酬月額又は保険料控除額に見合う標準報酬月額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

2 申立期間②から⑱までについて、申立人から提出された給料支払明細書により、申立人は、当該期間において、A社から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められる。

一方、特例法に基づき標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、当該期間の標準賞与額については、上記明細書において確認できる保険料控除額又は賞与額から、申立期間②は23万円、申立期間③は37万6,000円、申立期間④は23万2,000円、申立期間⑤は35万1,000円、申立期間⑥は23万4,000円、申立期間⑦は39万円、申立期間⑧は24万8,000円、申立期間⑨は38万1,000円、申立期間⑩は24万2,000円、申立期間⑪は37万2,000円、申立期間⑫は23万6,000円、申立期間⑬は39万円、申立期間⑭は23万1,000円、申立期間⑮は38万

1,000 円、申立期間⑯は 24 万 3,000 円、申立期間⑰は 44 万円、申立期間⑱は 28 万円とすることが妥当である。

なお、当該期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立てに係る賞与の届出を社会保険事務所及び年金事務所に対して提出していなかったこと、また、当該賞与に係る厚生年金保険料を納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人のA社における厚生年金保険被保険者資格の喪失日は、平成9年2月1日であると認められることから、申立人の同社における資格喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、9万8,000円とすることが妥当である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和29年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成9年1月31日から同年2月1日まで

A社に勤務していた期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間に同社に勤務したことは確かなので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社の代表取締役の供述及び3人の従業員の雇用保険の加入記録から判断すると、申立人は、申立期間も同社に継続して勤務していたと認められる。

一方、オンライン記録によると、申立人のA社における被保険者資格喪失日は、当初、平成9年2月1日と記録されていたところ、同社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった同年1月31日より後の同年3月21日付けで、遡って当該記録が取り消され、同年1月31日と訂正されたことが確認でき、申立人以外の3人の資格喪失日についても、申立人と同様に遡って訂正されていることが確認できる。

しかしながら、A社に係る商業・法人登記簿謄本では、申立期間当時、同社は法人事業所であったことが確認できることから、厚生年金保険法の適用事業所としての要件を満たしていたものと判断される。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所（当時）において、A社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった後に、遡って申立人の資格喪失日を訂正する合理的な理由はなく、当該処理に係る記録は有効なものとは認められないことから、申立人の同社における資格喪失日は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た平成9年2月1日に訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における訂正処理前のオンライン記録から、9万8,000円とすることが妥当である。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の船員保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を昭和34年8月28日、資格喪失日に係る記録を同年9月25日とし、申立期間の標準報酬月額を3万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の船員保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和9年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和34年8月28日から同年9月25日まで

A社が所有していたB丸に船医として乗船した申立期間の船員保険の加入記録が無い。申立期間は、C病院D科に所属し、医局長の命令によりB丸に乗船した。自分と同じ船医としてB丸に乗船した同級生は、船員保険の加入記録があると聞いている。乗船していた証拠として船員手帳を提出するので、船員保険の被保険者として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された申立期間当時の船員手帳により、申立人はA社が所有していたB丸に、昭和34年8月28日から同年9月24日まで船医として乗船していたことが確認できる。

また、申立人の後任の船医としてB丸に乗船した者は、「申立人とは同級生で同じC病院D科に所属し、申立人が昭和34年8月から同年9月まで同汽船に乗船した後、交代で同年9月から同年10月まで乗船した。私には乗船期間の船員保険の被保険者記録があり、私の後任の船医にも船員保険の被保険者記録があると聞いている。」と供述しているところ、A社に係る船員保険被保険者名簿によると、当該同級生の供述どおりの被保険者記録が確認できる上、申立人及び当該同級生が記憶している申立人の前任の船医についても被保険者記録が確認できる。

さらに、E大学は、「申立期間当時、船医として派遣された場合の社会保険は、派遣先で加入していた。」旨回答している。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る船員保険料を事業主により給与から控除されていたと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、A社において申立人の前任及び後任であった船医の社会保険事務所（当時）の記録から、3万6,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業所は既に解散しており、事業主も連絡先が不明のため確認できないが、A社における船員保険被保険者名簿の被保険者証記号番号に欠番が見当たらないことから、申立人に係る資格記録が社会保険事務所において失われたとは考えられない上、仮に、事業主から申立人に係る被保険者資格の取得届が届出された場合には、その後資格の喪失届を提出することとなるが、いずれの場合においても社会保険事務所が当該届出を処理していないとは、通常の事務処理では考え難いことから、事業主から社会保険事務所へ資格の得喪に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和34年8月の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められることから、申立期間の標準賞与額に係る記録を、平成19年6月25日は26万6,000円、同年12月25日は26万2,000円、20年6月25日は34万9,000円、同年12月25日は34万6,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和37年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成19年6月25日  
② 平成19年12月25日  
③ 平成20年6月25日  
④ 平成20年12月25日

A社における厚生年金保険の被保険者期間のうち、申立期間の標準賞与額の記録が無い。賞与が支給され、保険料が控除されたのは確かなので、申立期間の標準賞与額を認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された預金通帳の写しに記載されている申立期間に係る振込額は、A社の従業員が所持する預金通帳に記載されている振込額及び申立期間の賞与明細書から判断すると、同社から支給された賞与及び給与の合計額と認められる（なお、同社の賞与は、給与と同日に支給されている。）。

また、申立人に係る平成20年度相当分及び21年度相当分の市民税・県民税所得回答書で確認できるそれぞれの社会保険料控除額は、申立人の平成19年及び20年における標準報酬月額から試算した当該各一年の社会保険料額より高額であることから、申立人は申立期間に係る賞与から厚生年金保険料を控除されていたと認められる。

なお、申立期間の標準賞与額については、上記預金通帳の写しに記載されている当該期間に係る振込額及び上記市民税・県民税所得回答書において確認できる社会保険料控

除額から算出した賞与額から、平成19年6月25日は26万6,000円、同年12月25日は26万2,000円、20年6月25日は34万9,000円、同年12月25日は34万6,000円とすることが妥当である。

また、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、A社は既に解散し、当時の事業主からも回答が得られず、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が、申立てどおりの賞与額に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。



## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められることから、申立期間の標準賞与額に係る記録を 59 万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 54 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 15 年 12 月 10 日

A社B支店における厚生年金保険の被保険者期間のうち、申立期間の標準賞与額の記録が無い。賞与が支給され、保険料が控除されたのは確かなので、標準賞与額を認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社から提出された平成 15 年 12 月の賞与一覧表等により、申立人は、申立期間に同社から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準賞与額については、上記賞与額一覧表等において確認できる保険料控除額及び賞与額から、59 万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、A社の元監査役は、同社は既に解散し、当時の資料等が無いため不明としており、これを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が、申立てどおりの賞与額に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められることから、申立期間の標準賞与額に係る記録を 25 万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 58 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 18 年 6 月 8 日

A社B支店における厚生年金保険の被保険者期間のうち、申立期間の標準賞与額の記録が無い。賞与が支給され、保険料が控除されたのは確かなので、標準賞与額を認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された平成 18 年 6 月の賞与支給明細書及びA社から提出された平成 18 年 6 月の賞与一覧表等により、申立人は、申立期間に同社から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準賞与額については、上記賞与支給明細書及び賞与一覧表等において確認できる保険料控除額及び賞与額から、25 万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、A社の元監査役は、同社は既に解散し、当時の資料等が無いため不明としており、これを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が、申立てどおりの賞与額に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準報酬月額に係る記録を28万円に訂正することが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和28年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和62年10月1日から63年10月1日まで

A社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の標準報酬月額が、その前の標準報酬月額より引き下げられている。給与明細書等の確認できる資料は無いが、申立期間の同社の業績は黒字と聞いており、28万円の給料が支給されていたので、調査して標準報酬月額の記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

オンライン記録では、申立人は、A社において昭和62年6月26日に厚生年金保険の被保険者となっており、資格取得時の標準報酬月額は28万円と決定され、同年の定時決定に係る標準報酬月額は18万円と決定されていることが確認できるところ、同社は、申立人の勤務形態の場合、残業は無いため、当時の給与が10万円も減額された18万円とはなっていなかったと思う旨供述している上、申立人も入社時から給与の支給額に変わりはなかった旨供述している。

また、A社に係る事業所別被保険者名簿及びオンライン記録により、申立期間及びその前後2年の期間に被保険者記録が確認できる従業員6人の標準報酬月額を確認したところ、申立期間及びその前後2年の期間において標準報酬月額が減額された者はいなかった。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間について、標準報酬月額28万円に相当する報酬月額を受け、当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準報酬月額について

は、28万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、保険料を納付したか否かについては不明としており、これを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの報酬月額届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められることから、申立人の当該期間の標準賞与額に係る記録を、平成18年12月15日は26万円、19年6月15日は28万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏名 : 女  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和53年生  
住所 :

### 2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 平成18年12月15日  
② 平成19年6月15日

A事務所（現在は、B法人）に勤務していた期間のうち、申立期間①及び②に係る厚生年金保険の標準賞与額の記録が無いが、申立期間①及び②に賞与が支給され、厚生年金保険料が控除されていた。当該期間の賞与の給料支払明細書を提出するので、標準賞与額を認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された申立期間①及び②に係る賞与の給料支払明細書により、申立人は、当該期間にA事務所から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間①及び②に係る標準賞与額については、上記明細書から確認できる賞与支給額及び厚生年金保険料控除額から、申立期間①は26万円、申立期間②は28万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主が、申立人の当該賞与に係る届出を社会保険事務所（当時）に行っておらず、また、当該賞与に係る厚生年金保険料を納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準賞与額に係る記録を 54 万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 41 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 15 年 12 月 12 日

A 社（現在は、B 社）で勤務していた期間のうち、申立期間の標準賞与額の記録が無い。賞与振込額が確認できる普通預金通帳の写しを提出するので、標準賞与額を認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された普通預金通帳の写し及びC健康保険組合から提出された「健康保険組合加入期間の記録の調査について（ご回答）」から、申立人は、申立期間にA社から賞与の支給を受けていたことが確認できる。

また、B社D事業所の供述、申立期間当時にA社で勤務していた複数の従業員が所持する平成 15 年 12 月の賞与明細書及び申立人に係る平成 16 年度の地方税課税資料に記載されている社会保険料控除額から判断すると、申立人は上記賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立人の申立期間に係る標準賞与額については、上記健康保険組合の標準賞与額の記録等から、54 万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、B社D事業所は、「健康保険組合に届け出たものと同額の賞与支払額の届出を社会保険事務所（当時）に対して行い、厚生年金保険料についても納付したものとするが、これを確認できる当時の資料は保管していない。」としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が、申立

てどおりの賞与額に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①、②、③及び④に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められることから、申立人の当該期間の標準賞与額に係る記録を、平成16年7月26日は15万円、同年12月7日及び17年7月7日は15万5,000円、18年7月31日は15万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和31年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成16年7月26日  
② 平成16年12月7日  
③ 平成17年7月7日  
④ 平成18年7月31日

A社における厚生年金保険の被保険者期間のうち、申立期間①、②、③及び④に係る標準賞与額の記録が無い。当該期間についても賞与が支給され、当該賞与に係る厚生年金保険料を控除されていたので、当該期間に係る標準賞与額を認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間①、②、③及び④に給与振込口座を開設していた銀行から発行された申立人に係る取引明細証明書により、給与とは別に、平成16年7月26日、同年12月7日、17年7月7日及び18年7月31日に、A社から賞与として、それぞれ、12万4,236円、12万8,283円、12万8,138円、12万5,416円が振り込まれていることが確認できる。

また、申立期間①、②及び③当時の事業主及び経理・社会保険事務担当者は、賞与が支給されていれば、厚生年金保険料は控除していたとしているところ、複数の元従業員から提出された当該期間に係る賞与の支給明細書により、いずれも賞与額に見合う厚生年金保険料が控除されていることが確認できる上、申立人が申立期間④に居住していたB市から提出のあった平成19年度分の社会保険料控除額とオンライン記録の平成18年の標準報酬月額から算出した社会保険料との差額は、申立期間④の賞与振込額を基に算



出した社会保険料とほぼ一致することから、申立人は、申立期間①、②、③及び④に係る厚生年金保険料を賞与から控除されていたことが認められる。

したがって、申立期間①、②、③及び④の標準賞与額については、上記取引明細証明書及びB市から提出のあった平成 19 年度分の社会保険料控除額から推認した賞与総支給額及び保険料控除額から、16 年 7 月 26 日は 15 万円、同年 12 月 7 日及び 17 年 7 月 7 日は 15 万 5,000 円、18 年 7 月 31 日は 15 万 2,000 円とすることが妥当である。

なお、申立人の申立期間①、②、③及び④の賞与に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、申立期間当時の経理・社会保険事務担当者は、申立人の当該賞与に係る届出を社会保険事務所（当時）に行っておらず、また、当該賞与に係る厚生年金保険料を納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①、②、③及び④に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められることから、申立人の当該期間の標準賞与額に係る記録を、平成15年7月23日は17万8,000円、同年12月3日は10万円、16年7月26日は11万円、同年12月7日は12万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和46年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成15年7月23日  
② 平成15年12月3日  
③ 平成16年7月26日  
④ 平成16年12月7日

A社における厚生年金保険の被保険者期間のうち、申立期間①、②、③及び④に係る標準賞与額の記録が無い。当該期間についても賞与が支給され、当該賞与に係る厚生年金保険料を控除されていたので、当該期間に係る標準賞与額を認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間①、②、③及び④に給与振込口座を開設していた銀行から発行された申立人に係る取引明細証明書により、給与とは別に、平成15年7月23日、同年12月3日、16年7月26日及び同年12月7日に、A社から賞与として、それぞれ、14万8,598円、8万3,200円、9万1,623円、10万3,112円が振り込まれていることが確認できる。

また、申立期間①、②、③及び④当時の事業主及び経理・社会保険事務担当者は、賞与が支給されていれば、厚生年金保険料は控除していたとしているところ、申立人が申立期間当時に居住していたB市から提出のあった平成16年度及び17年度分の社会保険料控除額とオンライン記録の平成15年及び16年の標準報酬月額から算出した社会保険料との差額は、申立期間①、②、③及び④の賞与振込額を基に算出した社会保険料とほぼ一致することから、申立人は、申立期間①、②、③及び④に係る厚生年金保険料を賞

与から控除されていたことが認められる。

したがって、申立期間①、②、③及び④の標準賞与額については、上記取引明細証明書並びにB市から提出のあった平成16年度及び17年度分の社会保険料控除額により推認できる賞与総支給額及び厚生年金保険料控除額から、15年7月23日は17万8,000円、同年12月3日は10万円、16年7月26日は11万円、同年12月7日は12万4,000円とすることが妥当である。

なお、申立人の申立期間①、②、③及び④の賞与に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、申立期間当時の経理・社会保険事務担当者は、申立人の当該賞与に係る届出を社会保険事務所（当時）に行っておらず、また、当該賞与に係る厚生年金保険料を納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められることから、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を5万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和41年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成15年12月3日

A社における厚生年金保険の被保険者期間のうち、申立期間に係る標準賞与額の記録が無い。申立期間についても賞与が支給され、当該賞与に係る厚生年金保険料を控除されていたので、申立期間に係る標準賞与額を認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人が保有する預金通帳において、給与とは別に、平成15年12月3日に、A社から賞与として、4万715円が振り込まれていることが確認できる。

また、申立期間当時の事業主及び経理・社会保険事務担当者は、賞与が支給されていれば、厚生年金保険料は控除していたとしているところ、申立人が申立期間当時に居住していたB市から提出のあった平成16年度分の社会保険料控除額とオンライン記録の平成15年の標準報酬月額及び同年7月の標準賞与額から算出した社会保険料との差額は、申立期間の賞与振込額を基に算出した社会保険料とほぼ一致することから、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を賞与から控除されていたことが認められる。

したがって、申立期間の標準賞与額については、上記預金通帳及びB市から提出のあった平成16年度分の社会保険料控除額により推認できる賞与総支給額及び厚生年金保険料控除額から、5万円とすることが妥当である。

なお、申立人の申立期間の賞与に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、申立期間当時の経理・社会保険事務担当者は、申立人の当該賞与に係る届出を社会保険事務所（当時）に行っておらず、また、当該賞与に係る厚生年金保険料を納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められることから、申立期間の標準賞与額に係る記録を 62 万 9,000 円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 51 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 15 年 12 月 5 日

日本年金機構からの連絡により、A社（現在は、B社）に勤務していた期間のうち、申立期間の厚生年金保険の標準賞与額の記録が無いことが判明した。申立期間に賞与が支給され、保険料も控除されていたので、申立期間の標準賞与額を認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

B社から提出された申立人に係る賃金台帳（賞与）により、申立人は、申立期間にA社から賞与の支払を受け、当該賞与額に見合う厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準賞与額については、上記賃金台帳において確認できる賞与額及び厚生年金保険料控除額から、62 万 9,000 円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立てに係る賞与額の届出を社会保険事務所（当時）に行っておらず、また、当該賞与に係る厚生年金保険料を納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められることから、申立期間の標準賞与額に係る記録を141万3,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和34年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成15年12月5日

日本年金機構からの連絡により、A社（現在は、B社）に勤務していた期間のうち、申立期間の厚生年金保険の標準賞与額の記録が無いことが判明した。申立期間に賞与が支給され、保険料も控除されていたので、申立期間の標準賞与額を認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

B社から提出された申立人に係る賃金台帳（賞与）により、申立人は、申立期間にA社から賞与の支払を受け、当該賞与額に見合う厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準賞与額については、上記賃金台帳において確認できる賞与額及び厚生年金保険料控除額から、141万3,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立てに係る賞与額の届出を社会保険事務所（当時）に行っておらず、また、当該賞与に係る厚生年金保険料を納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人のA社（現在は、B社）C支社における厚生年金保険被保険者の資格取得日は昭和51年8月1日、資格喪失日は54年4月1日であると認められることから、当該期間の資格取得日及び資格喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、当該期間の標準報酬月額については、昭和51年8月から52年7月までは3万9,000円、同年8月から53年9月までは20万円、同年10月から54年3月までは16万円とすることが妥当である。

また、申立人のA社（本社）における厚生年金保険被保険者の資格取得日は昭和54年4月1日、資格喪失日は同年9月1日であると認められることから、当該期間の資格取得日及び資格喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、当該期間の標準報酬月額については、16万円とすることが妥当である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和6年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和51年8月1日から54年9月1日まで

A社に営業職員として勤務した申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。給与から厚生年金保険料は控除されていたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人が記憶している上司の供述、B社の回答、同社が保管している申立人に係る「厚生年金保険被保険者資格取得確認および標準報酬決定通知書」及び「厚生年金保険被保険者資格喪失届」から、申立人は申立期間において、A社に営業職員として勤務していたことが認められる。

一方、A社C支社に係る事業所別被保険者名簿によると、申立人の厚生年金保険被保険者の資格取得日は昭和51年8月1日、資格喪失日は54年4月1日と記録されていたが、55年3月10日付けで取り消されており、また、同社（本社）に係る事業所別被保険者名簿によると、申立人の厚生年金保険被保険者の資格取得日は54年4月1日、資格喪失日は同年9月1日と記録されていたが、55年3月17日付けで取り消されていることが確認できる。

しかしながら、B社は、申立人の申立期間に係る上記両事業所の「厚生年金保険被保険者資格取得確認および標準報酬決定通知書」及び「厚生年金保険被保険者資格喪失届」は保管しているが、申立人の当該期間に係る厚生年金保険の被保険者記録の取消しを社会保険事務所（当時）に届け出たことを確認できる書類は無く、また、通常、被保険者記録の取消しを届け出ることとは考えられない旨回答している。

また、B社は、申立期間当時、営業職員については、試用期間終了後に職員として登用し、職員登用当月1日付けで厚生年金保険に加入させていたとしている上、申立期間当時の複数の従業員は、営業職員は全員正社員であり、厚生年金保険に加入していたと思うと供述している。

さらに、日本年金機構Dブロック本部E事務センターは、当時の資料が無いため、申立人の申立期間に係る厚生年金保険の被保険者記録の取消しが事業主からの届出に基づき行われたか否かについては、当時の資料が無いため、回答は困難である旨回答している。

これらを総合的に判断すると、申立人の申立期間に係る厚生年金保険被保険者記録の取消処理を行う合理的な理由は無く、当該取消処理は有効なものとは認められないことから、申立人のA社C支社における資格取得日を昭和51年8月1日、資格喪失日を54年4月1日に、同社（本社）における資格取得日を同年4月1日、資格喪失日を同年9月1日に訂正することが必要である。

なお、A社C支社における標準報酬月額については、同社同支社に係る事業所別被保険者名簿の取消処理前の記録から、昭和51年8月から52年7月までは3万9,000円、同年8月から53年9月までは20万円、同年10月から54年3月までは16万円とし、同社（本社）における標準報酬月額については、同社に係る事業所別被保険者名簿の取消処理前の記録から、16万円とすることが妥当である。



## 第1 委員会の結論

申立人の平成4年7月から5年7月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和40年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成4年7月から5年7月まで

私は、会社を退職した直後の平成4年7月から5年2月まで海外留学をしていた。留学期間中、自宅宛ての郵便物については、両親が住む実家に転送されており、母が私の留学期間中の国民年金保険料を納付してくれていた。帰国後も、はっきりとは憶<sup>おぼ</sup>えていないが、次の会社に就職するまでは母が私の保険料を納付してくれていたと思う。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によれば、申立期間は、平成11年3月に国民年金被保険者資格の取得及び喪失記録が追加されたことにより未加入期間から被保険者期間に整備されており、それまでは被保険者期間として管理されていなかったことから、申立人に国民年金保険料の納付書は送付されなかったものと考えられる上、当該記録追加時点では、申立期間の保険料は時効により納付することができない。

また、申立期間が上記記録追加時点より前に国民年金の被保険者期間として管理されていたことをうかがわせる事情は見当たらない。

そのほか、申立人の母親が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和49年12月から51年6月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和29年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和49年12月から51年6月まで  
私は、母から、私が20歳になった昭和49年\*月に私の国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を納付していたと聞いている。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立人の母親から、申立人が20歳になった昭和49年\*月に国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を納付していたと聞いていると述べているが、国民年金手帳記号番号払出簿によれば、申立人の国民年金手帳記号番号は53年8月に申立人の兄と連番で払い出されており、オンライン記録では、申立期間は兄も保険料が未納である。

また、申立人に対して別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらない上、母親から聴取することができず、申立人は加入手続及び保険料納付に関与していないとしていることから、加入手続及び保険料納付の状況は不明である。

そのほか、申立人の母親が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和44年11月から51年10月までの期間及び53年4月から平成6年12月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和24年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和44年11月から51年10月まで  
② 昭和53年4月から平成6年12月まで

私の父は、私の国民年金の加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料を納付してくれていたと思う。申立期間が国民年金に未加入とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立人の父親が国民年金の加入手続を行ってくれたとしているが、申立人の基礎年金番号は平成25年11月29日に厚生年金保険の記号番号により付番されており、申立人に国民年金手帳記号番号が払い出された記録も払い出されていたことをうかがわせる事情も無いことから、申立期間は国民年金の未加入期間であり、制度上、国民年金保険料を納付することができない期間である。

また、申立人は国民年金の加入手続及び保険料の納付に関与しておらず、申立人の加入手続を行い、保険料を納付していたとする父親から当時の納付状況等を聴取することができないため、当時の状況が不明である。

そのほか、申立人の父親が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和45年8月から51年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和21年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年8月から51年3月まで

私は、昭和45年8月に会社を退職した後に国民年金に加入し、国民年金保険料は義務的に納付するものだと思っていたので、加入後は定期的に区の出張所で保険料を納付していた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、当該記号番号前後の記号番号の任意加入被保険者に係る資格取得日から、申立期間後の昭和51年5月頃に払い出されたと推認でき、当該払出時点では、申立期間のうち49年3月以前は時効により国民年金保険料を納付することができない期間である。

また、上記手帳記号番号払出時点では、申立期間のうち昭和49年4月から51年3月までの保険料は過年度納付が可能であるほか、53年7月から実施された第3回特例納付制度を利用して、申立期間の保険料を特例納付することも可能であったが、申立人は、申立期間の保険料を遡って納付した記憶は無いと述べている。

さらに、申立人は、上記手帳記号番号が記載された年金手帳と厚生年金保険記号番号が記載された年金手帳以外の手帳を所持していた記憶は明確でないと述べているなど、申立人に対して別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

そのほか、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

関東東京（千葉）厚生年金 事案 25199（事案 24667 の再申立て）

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 15 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 3 年 4 月 1 日から 6 年 8 月 1 日まで

A社に勤務した申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い旨を第三者委員会に申し立てたところ、同委員会から、保険料控除を裏付ける賃金台帳等の資料が見当たらないとして記録の訂正が必要でないとの通知を受けた。今回、新たな資料として、同社における就業証明及び賃金台帳を提出するので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、A社の元事業主の供述から判断すると、勤務期間の特定はできないが、申立人が同社に勤務していたことは推認できるものの、i) 適用事業所検索システム及びオンライン記録によると、申立期間当時、同社は厚生年金保険の適用事業所とはなっておらず、商号変更後のB社の名称で平成 18 年 5 月 1 日に適用事業所となったことが確認できること、ii) 元事業主は、厚生年金保険料の控除を裏付ける賃金台帳等の資料は無く、申立期間に係る給与から厚生年金保険料を控除したかは不明である旨供述していること、iii) 申立人は、健康保険証について会社に何度か請求しても交付されず、健康保険証を受け取った記憶が無い旨供述しているところ、元事業主は、申立期間においてA社は社会保険に加入していなかったため、自身は国民健康保険に加入していた旨供述していること等から、既に当委員会の決定に基づき平成 25 年 10 月 23 日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回の申立てに当たり、申立人は、A社における就業証明及び元事業主の証明印が押された賃金台帳の写しを提出しているが、このことについて元事業主は、就業証明及び賃金台帳は今回の申立てのために作成したものであり、申立期間当時の資料は何も残っておらず裏付けとなる資料に基づくものではない旨供述している。

これらのことから、申立人が提出した新たな資料については、当委員会の当初の決定

を変更すべき新たな事情とは認められず、このほかに当委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち昭和 60 年 5 月 7 日から平成 7 年\*月\*日までの期間において、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

また、申立人は、申立期間のうち平成 7 年\*月\*日から 12 年 12 月 31 日までの期間において、厚生年金保険の被保険者であったと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 5 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 60 年 5 月 7 日から平成 12 年 12 月 31 日まで  
平成 21 年に社会保険事務所(当時)の職員が来宅して、自身が A 社に勤務していた期間の標準報酬月額が減額されている旨の説明を受けた。自身はその説明に納得しておらず、申立期間には 50 万円程度の報酬を受けていたはずなので、記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間のうち昭和 60 年 5 月 7 日から平成 7 年\*月\*日までの期間について、A 社に係る事業所別被保険者名簿及びオンライン記録によると、申立人の厚生年金保険の標準報酬月額は、昭和 60 年 5 月から同年 8 月までは 30 万円、同年 9 月から平成 3 年 9 月までは 20 万円、同年 10 月から 4 年 9 月までは 22 万円、同年 10 月から 7 年\*月までは 20 万円と記録されており、当該名簿及びオンライン記録では、申立人に係る標準報酬月額の記載内容に不備な点は無く、遡って標準報酬月額の訂正が行われる等の不自然な処理は見当たらない。

また、A 社に係る商業・法人登記簿謄本によると、申立人は、同社の代表取締役として登記されているが、同社を廃業した際に、貸金台帳等の資料を破棄したため保険料控除額等を確認できる資料を保存していないとしている上、同社の顧問社会保険労務士も、貸金台帳や届出書の資料を保存していないとしていることから、上記期間における申立人の報酬月額及び保険料控除額について確認することができない。

このほか、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の事業主による給与からの控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が昭和 60 年 5 月 7 日から平成 7 年\*月\*日までの期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

次に、申立期間のうち平成 7 年\*月\*日から 12 年 12 月 31 日までの期間について、平成 7 年当時、厚生年金保険法では被保険者となり得るのは 65 歳未満の者とされており、オンライン記録によると、申立人は、同年\*月\*日に 65 歳に達したことにより、A 社における厚生年金保険の被保険者資格を喪失しており、当該期間には同社の健康保険のみの被保険者として勤務していたことが確認できる。

したがって、平成 7 年\*月\*日から 12 年 12 月 31 日までの期間については、申立人が厚生年金保険の被保険者であったと認めることはできない。



## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 32 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 59 年 10 月 31 日から同年 11 月 1 日まで  
A社B工場に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。同社に昭和 59 年 10 月 31 日まで勤務していたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録によると、申立人のA社B工場における離職日は、昭和 59 年 10 月 30 日と記録されており、オンライン記録の資格喪失日と符合している。

また、A社B工場に係る事業所別被保険者名簿により、昭和 59 年 4 月 1 日から 60 年 3 月 31 日までに厚生年金保険を資格喪失した者のうち、申立人と同日に資格喪失している 6 人を含む連絡可能な 43 人に照会したところ、18 人から回答があり、そのうち 10 人が申立人を記憶していたものの、申立人の退職日を記憶している者は確認できなかった。

さらに、オンライン記録によると、A社B工場は既に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、上記事業所別被保険者名簿により確認できる申立期間当時の事業主、工場長及び申立期間後の事業主は死亡又は所在が確認できないことから、これらの者に申立人の勤務実態について確認することができない。

加えて、申立人と同日に資格喪失しているうちの一人は、退職前に厚生年金保険の取扱いについて会社から説明を受け、昭和 59 年 10 月 30 日に退職し保険料は控除されなかった旨回答しており、同氏から提出されたA社に係る給料明細書では、同年 10 月の保険料は控除されていないことが確認できる。

このほか、申立人の申立期間における勤務及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚

生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和12年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和32年4月から33年3月まで

A社に勤務した申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。同社に勤務していたことは確かなので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社は既に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、同社の商業・法人登記簿謄本により確認できる事業主は連絡先不明であり、監査役及び取締役は死亡していることから、これらの者から申立人の申立期間における勤務状況及び厚生年金保険の取扱いについて確認することができない。

また、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿により、申立期間に被保険者記録が確認できる従業員10人に照会したところ、回答のあった4人全員が申立人のことを記憶しておらず、申立人の同社における勤務が確認できない。

さらに、申立人が責任者だったと記憶する1人及び同僚5人の計6人について、上記被保険者名簿において被保険者記録が確認できない上、上記回答のあった4人全員が、これらの者を記憶しておらず、また、申立期間の健保証の番号に欠番は無く、訂正等の不自然な記載は見当たらない。

このほか、申立人の申立期間における勤務及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 54 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 17 年 8 月 31 日から同年 9 月 1 日まで  
A社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。同社は、平成 25 年 6 月に事後訂正の届出を年金事務所に行ったが、厚生年金保険料は時効により納付できず、申立期間は給付に反映されない記録となっているため、給付されるよう記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社は、平成 25 年 6 月 21 日付けで、申立人の厚生年金保険被保険者の資格喪失日に係る記録を 17 年 8 月 31 日から同年 9 月 1 日に訂正する届出を年金事務所に行い、記録訂正されているが、当該被保険者期間は厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、保険給付には反映されない記録となっている。

一方、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、記録訂正が認められるのは、事業主が、被保険者が負担すべき厚生年金保険料を源泉控除しながら、同保険料の納付義務を履行していない、又は履行したか否かが不明であると認められる場合とされているところ、A社から提出された申立人の同社在籍期間に係る給料台帳、賞与明細、「平成 17 年度市民税・県民税特別徴収税額の通知書」及び「年末調整社内一覧表（平成 17 年）」によると、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料は給与から控除されていないことが確認できる。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 28 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 7 年 5 月 16 日から 9 年 6 月 15 日まで  
A 社 (現在は、B 社) に勤務した申立期間の加入記録が無い。勤務していたことは確かなので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録により、申立人が申立期間に A 社に勤務していたことが確認できる。

しかし、申立人は、A 社には新聞の募集広告を見て応募し、パートタイマーとして勤務していた旨供述しているところ、申立人が同時期に入社し、自身と同様にパートタイマーとして勤務していたと記憶する同僚について、同社における厚生年金保険の被保険者記録は確認できない。

また、B 社は、申立期間当時のパートタイマーに関する厚生年金保険の取扱いについて不明であるとしていることから、申立人に係る厚生年金保険の取扱いについて確認することができない。

さらに、オンライン記録によると、申立人は、申立期間において国民年金第 1 号被保険者として保険料の納付免除に係る申請を行い、当該期間の保険料納付について全額免除を受けていることが確認できる上、C 市役所は、申立期間において申立人は国民健康保険の被保険者であった旨回答している。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 関東東京（埼玉）厚生年金 事案 25222（事案 2603 及び 23394 の再申立て）

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 15 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 42 年 3 月から 47 年 7 月まで

A社に勤務した申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い旨を第三者委員会に再度申し立てたところ、同委員会から、同社は厚生年金保険の適用事業所としての記録が無いほか、申立期間のうち、昭和 42 年 3 月から同年 7 月 9 日までの期間の同社に係る雇用保険の加入記録は確認できず、委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないとのことで、記録訂正を行うことができないと通知があった。

しかし、A社に5年間勤務していたことは間違いないので、新たな証拠や情報は無いが、再度調査の上、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

当初の申立期間（昭和 42 年 7 月 10 日から 48 年 3 月 25 日まで）に係る申立てについては、A社に係る雇用保険の記録及び同社の役員の供述により、申立人は、当該期間において同社に勤務していたことが確認できるものの、i) 同社は申立期間において厚生年金保険の適用事業所としての記録が無いこと、ii) 同社の申立期間当時の役員は、「申立人の給与から失業保険を控除していた記憶はあるが、申立期間当時の厚生年金保険の加入状況を確認できる資料等を保管していないことなどから、申立人の厚生年金保険料の控除等については確認できない。」としていること、iii) 申立人は同社において一緒に勤務していた二人の同僚を記憶しているところ、一人は連絡先不明、他の一人は死亡していることから申立人の申立期間当時の厚生年金保険の適用状況等について確認できず、また、二人の同僚はいずれも、同社における厚生年金保険の加入記録が無いことから、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできないとして、既に年金記録確認B地方第三者委員会（当時）の決定に基づき平成 21 年 7 月 1 日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

その後、申立人は、新たな証拠や情報は無いがA社に5年間勤務していたことは間違いないとし、申立期間を昭和42年3月から47年7月までと変更し、再調査をしてほしい旨申立てを行ったが、42年3月から同年7月9日までの期間の同社に係る雇用保険の記録は確認できず、また、申立人が新たに名前を挙げた同僚一人は連絡先不明であり、申立人の主張について、当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、既に年金記録確認B地方第三者委員会の決定に基づき平成24年6月27日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回の再申立てに当たり、申立人は、新たな資料及び情報の提出は無いが、A社に勤務していたことは間違いなく、厚生年金保険の加入記録が無いことには納得がいかない旨主張している。

しかしながら、当該申立人の主張について、年金記録の訂正につながる新たな関連資料及び周辺事情があるとは認められず、そのほかに、年金記録確認B地方第三者委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和11年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和30年4月26日から33年2月1日まで  
年金記録の確認をしたところ、申立期間について脱退手当金の支給記録があることを知った。  
しかし、脱退手当金の請求手続を行ったことも、受給した記憶も無いので、申立期間の脱退手当金の支給記録を取り消してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間に申立人が勤務していたA社に係る事業所別被保険者名簿に記載されている者のうち、申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失日である昭和33年2月1日の前後各3年以内に資格喪失した女性であって、同社において脱退手当金の受給資格を有する者14名について、脱退手当金の支給記録を確認したところ、申立人を含む12名に支給記録が確認でき、当該12名全員が資格喪失日から3か月以内に支給決定がなされている上、当該支給決定の記録がある者のうちの1名は、「脱退手当金を受け取った記憶があり、脱退手当金の請求手続は、会社がしてくれた。」旨の供述をしていることを踏まえると、同社では脱退手当金の代理請求を行っており、申立人の脱退手当金の請求についても、同社が代理請求をした可能性が高いと考えられる。

また、当該事業所別被保険者名簿の申立人の欄には、脱退手当金が支給されていることを意味する「脱」の表示が記されている上、申立期間の脱退手当金は支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約1か月後の昭和33年3月13日に支給決定されているなど、当該脱退手当金の支給に係る事務処理に不自然さはいかたがえない。

さらに、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほか、脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。



## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和12年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成5年8月1日から7年3月26日まで

A社に取締役として勤務した期間のうち、申立期間の標準報酬月額が実際に給与から控除されていた保険料に見合う標準報酬月額と相違しているため、第三者委員会に申し立てたところ、申立期間のうち、遡及訂正された平成6年10月1日から7年3月26日までの期間については、20万円に訂正する必要があるとされたものの、他の期間については、申立内容の確認できる資料が無いなどの理由により、訂正は必要ないとされた。

また、2回目及び3回目の申立てにおいては、20万円に訂正された期間を含めて、申立期間は実際の報酬額に見合う標準報酬月額になっていないので、再度調査して訂正してほしいと申し立てたが、申立内容の確認できる資料が無いなどの理由により、訂正は必要ないとされた。

しかし、当時は家賃30万円の住宅に住んでいた上、子供の学費もかかっていたことから、70万円を超える給与収入があったことは確かであり、当時の大家の妻の連絡先を新たな資料として提出するので、申立期間の標準報酬月額の記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る1回目の申立てについては、申立期間のうち、平成6年10月1日から7年3月26日までの期間については、社会保険事務所(当時)における遡及減額訂正処理が有効な記録訂正であったとは認められないとされたものの、5年8月1日から6年10月1日までの期間については、申立人の主張する標準報酬月額に基づく保険料の控除について確認することができないとして、年金記録確認B地方第三者委員会(当時)の決定に基づき、23年4月6日付けで、申立期間のうち、6年10月1日から7年3月26日までの期間については、標準報酬月額を遡及減額訂正前の20万円に訂正し、

5年8月1日から6年10月1日までの期間については、年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

また、2回目及び3回目の申立てについては、申立人は申立期間に53万円以上の報酬額をもらっていたので、20万円の標準報酬月額を納得できないとしていたが、新たな資料は無く、当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、年金記録確認B地方第三者委員会の決定に基づき、平成23年12月21日付け及び24年8月8日付けで、年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回、申立人は、申立期間当時の給与収入は70万円を超えていたとしており、その根拠として月額30万円の家賃を支払っていた旨を主張し、当時住んでいた住宅の大家の妻の連絡先を新たな資料として再申立てを行っているが、申立人の主張する内容について確認できる資料は見当たらず、このほかに申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除を確認できる新たな資料は無く、年金記録確認B地方第三者委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和25年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和46年4月1日から47年6月1日まで  
② 昭和47年7月21日から同年11月1日まで

A社に勤務していた期間のうち、申立期間①及び②について、厚生年金保険の加入記録が無い。同社には、申立期間①及び②についても勤務していたので、当該期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、A社が経営するB店の当時の支配人及び複数の従業員の供述から、入社時期の特定はできないものの、申立人が申立期間①中に同店に勤務していたことはうかがえる。

しかしながら、A社は、「当時の資料等は保管されていないため、当時の状況は不明である。」と回答していることから、申立人の申立期間①における勤務実態及び厚生年金保険の適用状況について確認することができない。

また、A社の当時の事務担当者は、同社における厚生年金保険の加入取扱いについて、「試用期間を終えてから厚生年金保険に加入させていた。」としているところ、B店で申立人と同じホール係であった従業員一人の厚生年金保険被保険者期間は、申立人の被保険者資格取得日と同日の昭和47年6月1日から同年8月21日までであり、同氏は、同店に勤務していた期間は1年ぐらいであったと供述していることから判断すると、同社では、申立期間①当時、従業員について、入社と同時に一律に厚生年金保険に加入させる取扱いを行っていなかったものと考えられる。

なお、申立人は、B店における同僚など4人の名前を挙げているものの、いずれも姓のみの記憶であるため、個人を特定することができないことから、申立人の勤務実態及び厚生年金保険の取扱いについて確認することができない。

このほか、申立人の申立期間①に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関

連資料及び周辺事情は見当たらない。

- 2 申立期間②について、A社は、「当時の資料等は保管されていないため、当時の状況は不明である。」と回答していることから、申立人の申立期間②における勤務実態及び厚生年金保険の適用状況について確認することができない。

また、A社における上述の事務担当者は、「退職するとき以外に厚生年金保険の被保険者資格を喪失させるようなことはない。」としている。

さらに、B店のホール係であった上述の従業員の雇用保険の離職日は、昭和 47 年 8 月 20 日であり、同氏の厚生年金保険被保険者資格の喪失日（同年 8 月 21 日）と符合しているほか、「申立人は、私の少し前に退職した。」旨の供述をしており、申立人の申立期間②における勤務実態を確認することができない。

このほか、申立人の申立期間②に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

- 3 これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 27 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 2 年 3 月 1 日から同年 11 月 1 日まで  
A社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間の給与から厚生年金保険料が控除されていたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録から、申立人が申立期間にA社に勤務していたことは認められる。しかしながら、オンライン記録によると、A社は、平成 2 年 11 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間においては適用事業所でなかったことが確認できる。

また、A社は既に解散しており、申立期間当時の事業主に照会したが回答は無く、同社及び同人から申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認することができない。

さらに、A社が厚生年金保険の適用事業所となった平成 2 年 11 月 1 日に被保険者資格を取得している従業員 5 人に照会したところ、3 人から回答があったが、いずれの者も給与明細書等の厚生年金保険料控除を確認できる資料を保有しておらず、同社が適用事業所となる前に従業員の給与から厚生年金保険料を控除していたことは確認できない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 24 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 47 年 1 月 31 日から 50 年 2 月 15 日まで  
A社に勤務していた期間のうち、申立期間の加入記録が無い。申立期間も同社に継続して勤務していたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社に係る事業所別被保険者名簿により、申立期間に被保険者となっていたことが確認できる従業員 38 人に照会したところ、二人の従業員が申立人を記憶していたことから、勤務期間は特定できないものの、申立人が申立期間に同社に勤務していたことがうかがえる。

しかしながら、A社は、申立期間に係る書類等を保存していないため、申立人の申立期間に係る勤務の状況及び厚生年金保険の加入は不明としている一方で、申立期間当時、職種によっては厚生年金保険に加入を希望しない従業員もおり、全員を加入させる取扱いではなく、退職以外の理由で本人が厚生年金保険からの脱退を希望した場合、厚生年金保険被保険者資格を喪失させる取扱いもあったとしている上、厚生年金保険に加入させていない従業員の給与から保険料を控除することはないと回答している。

また、上記被保険者名簿において、申立人と同様に昭和 47 年 1 月に資格取得し、同月に資格喪失していることが確認できる従業員のA社に係る雇用保険の記録を調査したところ、同人の同社における厚生年金保険の資格喪失日より 1 年以上後に離職していることから、同社の回答のとおり、退職以外の理由で厚生年金保険の被保険者資格を喪失していることが確認できる。

さらに、上記被保険者名簿では、申立人の資格取得日は昭和 47 年 1 月 5 日、資格喪失日は同年 1 月 31 日と記載されており、オンライン記録とも一致している上、社会保険事務所（当時）の事務処理に不自然な点は見当たらない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。